

患者・家族の皆さまと共に

安全対策 15 か条



公立神崎総合病院

目 次

安全対策 15 か条

- 第1条 わからないことがある場合は遠慮なく質問しましょう・・・2
- 第2条 お薬に関する情報はまとめておきましょう・・・・・・・・・・2
- 第3条 出来ればご家族と一緒に2人以上で説明を聞きましょう・・・3
- 第4条 意思表示は明確に医師や看護師に伝えましょう・・・・・・・・3
- 第5条 氏名確認の場面ではご自分から名前を名乗りましょう・・・4
- 第6条 医療行為中の医療者への声かけは、控えましょう・・・・・・・・4
- 第7条 患者様の転倒・転落など、危険防止対策へのご理解と・・・5
ご協力をお願いします
- 第8条 院内感染防止に協力しましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 第9条 面会時間や面会についての注意事項を守りましょう・・・・6
- 第10条 院内での暴言・暴力はやめましょう・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 第11条 施設内の喫煙・飲酒は禁止しています・・・・・・・・・・・・7
- 第12条 看護体制についてご理解ください・・・・・・・・・・・・・・7
- 第13条 セクト`ホ`ニホをご希望の方は、お気軽にご相談ください・・・8
- 第14条 入院当初から退院後の生活についてご相談ください・・・・8
- 第15条 休日・夜間の救急診療について（お願い）・・・・・・・・・・9

はじめに

当院では、患者さまに安心・安全な医療が提供できますよう、患者さまお一人おひとりにあわせた対応に努めております。

しかし、医療の現場には様々な「リスク（危険）」や「予期せぬこと」があることも事実ですので、病院スタッフの努力だけでは限界があることも正直なところではあります。

従って、このような「リスク（危険）」や「予期せぬこと」をできるだけ防ぐために、当院では患者さまやご家族の皆様にも安全対策に参加していただき、共に安心・安全な医療が提供できるようお願いいたしております。

「患者・家族の皆様と共に 安全対策 15 か条」は、その道しるべとして作成しましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成 24 年 5 月 18 日作成

令和元年 10 月改訂

公立神崎総合病院

医療安全対策委員会

安全対策 15 か条

第1条 わからないことがある場合は遠慮なく質問しましょう



検査、治療などでわからないことは、医師または看護師等に質問しましょう。患者さま自身、納得した治療を受けることができます。また、前回の診察から変化している症状などを簡単にまとめて医師や看護師に伝えましょう。副作用の出現や新たな病気を早期に発見して対処することに役立ちます。質問したいことや変化した症状をあらかじめ紙に書いておくと便利です。



第2条 お薬に関する情報はまとめておきましょう



病院や診療所、歯科医院等から処方されている全てのお薬の情報はひとつにまとめておきましょう。(お薬手帳・薬剤情報書等) また、受診時は必ず、そのまとめたお薬の情報を持って来院しましょう。お薬の重複投与や危険な飲み合わせを未然に防ぐことができ、治療や検査を行う際に役立つ大切な情報です。医師や看護師に求められたらご提示ください。

*お薬手帳についてはかかりつけ医や調剤薬局でご相談ください。

第3条 できればご家族と一緒に2人以上で説明を聞きましょう



医師からの説明は、可能な限り患者さまお一人ではなく、ご家族と一緒に聞きましょう。

ご家族が別々の時間に来院し、それぞれ説明を求められることがあります。そのようなことは、できるだけ控えてくださいますよう

お願いします。まとまった説明をお聞きになりたい場合は、事前にご希望の日時を看護師にお伝えくださるとありがたいです。



第4条 意思表示は明確に医師や看護師に伝えましょう

患者さま自身の意思が明確で有効な場合は、その意思を尊重するよう配慮いたします。例えば、輸血や宗教に関する希望、ドナーカードの有無、人工呼吸器使用の有無など、患者さま自身の意思表示がある場合は、医師や看護師に伝えておきましょう。病院では救命医療が最優先されます。

お伝えがなく、救命が急がれる場合、患者さまの意志に添わない医療が提供されてしまう可能性がありますのでご承知おきください。

第5条 氏名確認の場面ではご自分から名前を名乗りましょう

病院では、数多くの患者さまの診察、検査、治療などを行っています。そんな中で、患者さまを間違えて診察したり、治療を行っては大変です。病院スタッフも細心の注意をはらい患者さまのお名前を確認していますが、更に確実性を高めるため、患者さまのご協力をお願いしています。

診察室に入る時、点滴を受ける時、お薬を受け取る時など、職員が「お名前をお願いします」とお聞きしましたら、その時はご自分からお名前を名乗ってくださいますようお願いいたします。



第6条 医療行為中の医療者への声かけは、控えましょう

医療者が集中して医療行為を行っているときに、話しかけられると医療行為が中断し、検査・治療を受けている患者さまの危険が増すこととなります。行為中の声かけはできるだけ、ご遠慮くださいますようお願いいたします。必要な場合は、当然、声をかけていただいて結構です。手を止めてもよいところまで待つていただくことがありますのご理解とご協力をお願いいたします。

第7条 患者さまの転倒・転落など 危険防止対策へのご理解と

ご協力をお願いします



患者さまの状態や病状によっては、入院中に転倒したり、ベッドから転落したり、或いは点滴のチューブを抜いたり、と病気以外の危険な状況が生じる場合があります。そのような危険が予測される場合、付添いなどご家族の協力をお願いすることがあります。また、必要に応じてベッドやイスの工夫や抑制などの危険防止策を行うことがありますのでご理解ください。また、患者さまのご自宅での生活状況は、危険防止策を講じるための重要な情報ですので、入院時には看護師へお伝えください。

第8条 院内感染防止に協力しましょう

入院中の患者さまには、重症の方、抵抗力の弱い方が多く、感染しやすい状態になっています。



風邪症状などがあるご家族や知人の面会はお控えください。また、病室に入る前には手洗いをするよう心がけ、必要な場合はマスクを着用ください。

第9条 面会時間や面会についての注意事項を守りましょう

病院では、入院患者さまの治療や安静を優先し、面会時間を決めています。時間外の面会や大勢での面会、長時間の面会は、患者ご本人のみならず、他の患者さまの迷惑になることがありますので、ご配慮いただきますようお願いいたします。

患者さまの病態は、日によって変化します。病室に行かれる前にはナースステーションに声をかけてから入るようにしてください。

面会時間	平日	14:00	～	20:00
	休日	10:00	～	20:00

*病室案内は1階受付ですのでご利用ください。



第10条 院内での暴言・暴力はやめましょう

医療者が患者さまやご家族から暴言・暴力を受けることが時々あります。治療や対応等に意見や疑問がある場合は、大声を出したり暴力を振るったりせず、スタッフにお伝えくださるか、院内に設置された投書箱をご利用ください。改善するよう努力いたします。暴言・暴力は医療者の心や身体を傷つけるだけでなく、他の患者さまのご迷惑になることもあります。なお、限度を超えた暴言・暴力がある場合は警察に通報しますのでご承知おきください。

第 1 1 条 施設内の喫煙・飲酒は禁止しています



施設内は、全て禁煙になっていきますので、施設内での喫煙はご遠慮ください。療養中の患者さまには健康上、禁煙をお勧めします。喫煙される場合は、施設外の所定の場所をお願いします。また、飲酒されての来院はご遠慮ください。入院中に施設内で喫煙された場合や飲酒された場合は、退院していただくことがありますのでご了承ください。



第 1 2 条 看護体制についてご理解ください

「完全看護」という制度は時代の流れの中で変化し、今では過去の言葉となっています。現在は、患者さまの人数に対する看護師数を配置する「基準看護」と言い、当院は入院患者さま 10 人に対して看護師 1 名を配置する「10 対 1 看護基準」です。看護は看護師の手で行うことを基本としていますが、時には、看護師がお一人の患者さまから離れられない状況にある場合、ご家族の付き添いをお願いすることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。



第13条 セカンドオピニオンをご希望の方は、お気軽にご相談ください

入院中または通院中に主治医の説明だけでなく、他病院の医師の意見も聞きたい（これをセカンドオピニオンと言う）と思うことがありましたら、主治医または看護師にご相談ください。紹介状をお書きいたしますし、必要な資料を貸し出すことも可能です。

第14条 入院当初から退院後の生活についてご相談ください

患者さまの中には、日常生活が自立されていた方でも病気がきっかけで、介護が必要な状態になる場合があります。退院許可が出された時点で、介護や療養環境などについてお困りにならないよう、入院当初から退院後の生活について、ご家族とともに一緒に考える取り組みを行っています。入院当初から退院後の生活についてお伺いするのはそのような理由ですのでご理解ください。また、こちらから伺うことがなくても、心配事などがある場合は、お気軽に看護師にご相談ください。ソーシャルワーカーやリハビリ担当者などと共に対応させていただきます。





第15条 休日・夜間の救急診療について（お願い）

- ◇ 「土、日は診てもらえないから・・・。」と月曜日に病状が進んだ状態で来院される方がおられます。当院では、休日（土、日、祝日）は、内科医師・外科系の医師がそれぞれ1名ずつ、夜間は、その日によって診療科は異なりますが、1名の医師が担当して救急診療を行っています。（第2・第4日曜日は小児科も診察しています）

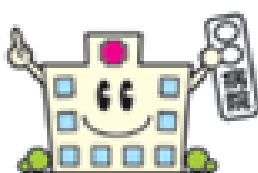
急病の場合は、まず、お電話でお問い合わせください。

病状によっては、他の医療機関を紹介する場合がありますが、担当医師の範囲内で診察が可能です。

- ◇ 休日・夜間を受診された時「昼間あるいは数日前から具合が悪かった。」と訴える方がよくあります。「身体の調子がおかしい」と感じたら早めにかかりつけ医や医療機関を平日の診療時間内に受診してください。

平日の診療時間内では、速やかに対応できる検査や治療も、休日・夜間になると限られたスタッフの対応となるため、検査や治療ができないことや、長い時間を要することがあります。

また、こどもは症状が急変しやすいので、早めにかかりつけ医を受診するよう心がけてください。



公立神崎総合病院 0790-32-1331

※診療時間は診療体制表又はお電話でご確認ください

